



沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当 日 が 県 の 休 日 に
当たるときは休刊とする。)

目 次

規 則

- 沖縄県知事の職務を代理する順序に関する規則（行政管理課） 1
- 訓 令
- 沖縄県副知事の担任事項を定める規程（行政管理課） 1

規 則

沖縄県知事の職務を代理する順序に関する規則をここに公布する。

平成26年12月16日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県規則第67号

沖縄県知事の職務を代理する順序に関する規則

地方自治法（昭和22年法律第67号）第152条第1項の規定により、知事に事故があるとき、又は知事が欠けたときは、次に掲げる順序によってその職務を代理する。

第1順位 副知事 浦崎唯昭

第2順位 副知事 安慶田光男

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

沖縄県訓令第108号

知 事 部 局

沖縄県副知事の担任事項を定める規程を次のように定める。

平成26年12月16日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県副知事の担任事項を定める規程

第1条 副知事の担任事項は、次のとおりとする。ただし、副知事のうちいずれかに事故があるとき、又はいずれかが欠けたときは、他の副知事がその担任事項を担任する。

(1) 副知事浦崎唯昭の担任する事項

- ア 企画部に関する事項
- イ 子ども生活福祉部に関する事項
- ウ 保健医療部に関する事項
- エ 農林水産部に関する事項
- オ 商工労働部に関する事項

カ 土木建築部に関する事項
キ 病院事業局に関する事項
ク 知事以外の執行機関との連絡調整に関する事項（次号キに掲げる事項を除く。）であって、公室及び部が所掌するもの以外のもの

(2) 副知事安慶田光男の担任する事項

ア 知事公室に関する事項
イ 総務部に関する事項
ウ 環境部に関する事項
エ 文化観光スポーツ部に関する事項
オ 出納事務局に関する事項
カ 企業局に関する事項
キ 教育委員会との連絡調整に関する事項

第2条 前条の担任事項のうち重要事項及び異例に属する事項については、同条の規定にかかわらず、相互に協議するものとする。

第3条 第1条の担任事項以外の事項については、その都度知事が定める。

附 則

この訓令は、平成26年12月16日から施行する。

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 沖縄県総務部総務私学課（文書法規班印刷室） 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁地下1階
---------------------------------------------	--------------------------------------------------------------